

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、積極的な企業開示とともに透明かつ公正なコーポレートガバナンス体制の構築を実現することを経営上の最重要課題と考えております。経営の透明性及び公正性かつ効率性を高めることが株主をはじめステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることにつながると認識しております。

コーポレートガバナンスの確立が透明性の向上、公平性の確保、意思決定の迅速化等につながり、経営の監視、コンプライアンスの確保やその他諸問題に対応できるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、法定期日より一週間前(株主総会開催日より3週間前)に株主総会招集通知を送付しており、送付後速やかに当社ホームページにて開示しております。

株主総会招集通知送付前のウェブサイトなどによる電子的な公表は行っておりませんが、今後検討してまいります。

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権の電子行使については、機関投資家、海外投資家の比率や要望、費用対効果等を考慮しながら検討してまいります。株主総会招集通知の英訳についても同様に、海外投資家の比率の推移等を踏まえ検討してまいります。

【原則3-1(2)】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、有価証券報告書「4【コーポレート・ガバナンスの状況等】」及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。コーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、今後検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社は、英語での情報開示につきましては、海外投資家の比率の推移や要望等を考慮しながら検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、社外取締役2名(1名が女性取締役)、社外監査役3名が在籍しており、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。

当社は、任意の諮問委員会等は設置していませんが、各社外取締役は、社内出身者とは異なる豊富な経験、知識と専門分野に関する幅広い知見に基づき、中立の立場から客観的な意見を述べており、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たりましても、独立性の高い社外取締役2名と社外監査役3名の5名を含む12名で構成されており、適切に助言を受けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、営業、研究及び財務上の目的等での取引の維持、強化を図ることにより、当社グループの持続的な企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としております。

当社は、取締役会において、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、政策的に必要であると判断する株式については保有していく方針です。

また、議決権の行使については、個々の銘柄、議案に対し、その議案が当社の保有方針に適合するか、発行会社の継続的な成長に期待できる内容であるか否かを総合的に勘案し、行使しております。

【原則1-7】

当社は、関連当事者間の取引については、取締役会規則により取締役会での審議、決議を要することとしており、監査役監査基準において監査役が監視し検証することと定めております。また、取引の有無、取引の内容等につきましては、当社及び子会社の役員が毎期提出する「関連当事者に関する質問書」により、確認しております。取引条件については、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【原則2-6】

当社の確定給付年金の運用については、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成だけでなく、当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえ、政策的資産構成の検討を随時行っております。

また、定期的に運用受託機関より、報告及び提案を受け、健全な年金制度運営を行っております。これらの外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、企業年金の運用に精通した部署が業務を担当しております。

【原則3-1(1)】

当社は、企業理念、経営ビジョン、トップメッセージを当社ホームページにて開示しております。また、中期計画は、第2及び第4四半期毎に送付する株主通信にて開示し、当社ホームページに掲載しております。

【原則3-1(3)】

当社は、社外取締役以外の取締役の報酬は、「基本報酬」、業績目標の達成度等に連動して当社株式等の交付を行う「株式報酬(業績連動部分)」および業績とは連動せずに役位に応じて一定数の当社株式等の交付を行う「株式報酬(固定部分)」により構成され、社外取締役の報酬については、「基本報酬」と「株式報酬(固定部分)」によって構成されております。「株式報酬」は、取締役が中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的としております。

【原則3-1(4)】

当社は、取締役候補におきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する候補者であることを基準とし、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任及び指名しております。監査役候補におきましては、財務・会計に関する見識、当社事業分野に関する知識を有し、客観的な観点から監査が行える人物を選任及び指名しております。また、社外役員候補の選定につきましては、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たすと共に、適切に経営陣に対する意見表明や指導、監督を行う能力を有する人物を選任及び指名しております。尚、定款により、取締役は15名以内、監査役は4名以内としております。取締役会は、取締役の単年度の数値目標の達成度や会社の業績を基に、取締役会において審議し、決定しております。

【原則3-1(5)】

当社は、取締役及び監査役の選任・指名につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書に個人別の経歴を記載しており、社外取締役及び社外監査役の選任・指名理由につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。解任につきましても、解任の理由を、株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規則を制定し、取締役会として何を判断決断するのかを明確にしております。また、各業務執行取締役に委ねるものは、その範囲を取締役会規則、組織規程及び職務分掌規程に明確に定め、各業務執行取締役は業務の内容に応じて定められた決裁権限に基づき経営に当たっております。さらに毎週、業務執行取締役による役員会を開催し、各担当役員より業務の執行状況の報告が行われ、横断的な意思の疎通を図っております。

【補充原則4-2-1】

社外取締役以外の取締役の報酬は、「基本報酬」、業績目標の達成度等に連動して当社株式等の交付を行う「株式報酬(業績連動部分)」および業績とは連動せずに役位に応じて一定数の当社株式等の交付を行う「株式報酬(固定部分)」により構成され、社外取締役の報酬については、「基本報酬」と「株式報酬(固定部分)」によって構成されております。「株式報酬」は、取締役が中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的としております。業績連動部分に關しましては、業績連動報酬に係る指標である「連結売上高営業利益率」および「親会社株主に帰属する当期純利益」の達成度に応じてポイントを付与します。

【原則4-9】

当社取締役会は、会社法及び東京取引所が定める基準をもとに、当社と人的な関係、役員が関与した取引関係及び資本的関係がないこと、さらに一般株主と利益が相反しないことを独立性に関する基準または方針と考えており、現任の社外取締役については上記要件を満たしており、独立性は確保されていると考えております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、代表取締役を含む6名の業務執行取締役及び社外取締役2名の計8名で構成しており、各取締役は、経営、財務、法務、食品業界、マーケティング、システム、物流等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有しており、取締役会としての役割、責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、取締役会には常勤監査役を含む4名の監査役が出席しており、監査役4名のうち3名は社外監査役であります。各監査役は、金融機関、事業法人における経営の経験や国内外における経営者としての経験から幅広い見識を有している者であり、財務、会計に関する適切な知見を有しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めております。現在、他の上場会社の役員を兼任している取締役及び監査役はおらず、取締役及び監査役の業務に専念できる体制となっております。役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性評価を高めるために、実効性評価を実施しております。評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象とし、取締役会の構成と運営、経営戦略と事業戦略、企業倫理とリスク管理、業績モニタリングと経営陣の評価・報酬、組織・事業再編関連、株主等との対話につき、アンケートを実施し、課題を洗い出すとともに取締役会において、その対応につき議論いたしました。なお、当事者の忌憚のない意見を引き出すことおよび客観的な分析を担保するために、アンケートの回答収集および集計は外部機関に依頼しました。

実効性評価において、アンケートの全項目の評価の平均を踏まえると、取締役会の実効性は概ね確保できていると認識されましたが、「資料の事前配布・説明」、「役員トレーニング」等については、さらに改善する余地があるとの意見が社内外の役員より出されました。

当社は、取締役会で意見交換して、課題としてあがった項目をすぐに対応する項目、時間をかけて対応する項目に区分し、計画的に実行性を高めていきたいと考えております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に対して外部講師による研修を行うほか、セミナーなどへ参加をする機会を継続的に提供しております。

また、社外取締役、社外監査役についても、当社の生産及び営業現場を理解してもらうため、海外を含め工場や営業所の視察等を実施して、現場の状況を理解した上での提言、意見を受けております。

【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため幅広いステークホルダーと積極的な対話を行い、意見や要望を経営に反映させ当社を成長させていくことが重要であると認識しております。そのため、管理本部長の統括の下、専任部署として広報・IR室を設置し、幅広いステークホルダーからの意見等を受け入れる体制を整えているとともに、法定開示のみならず、投資判断に必要な情報開示を、迅速、正確かつ公平に行っております。広報・IR室は、経営企画担当、営業企画担当、総務担当及び経理担当等、社内各部署との有機的な連携をとっております。株主、投資家との対話につきましては、年に2回のアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催、四半期毎の機関投資家訪問の実施のほか、個人向け説明会や海外IRも逐次行う等、社長自ら現況や戦略を伝えております。また、広報・IR室において、電話取材や工場見学にも積極的に対応する他、お客様相談室を設置し、幅広いステークホルダーとの積極的な対話を心掛けております。

なお、未公表の重要な内部情報（インサイダー情報）の取扱管理につきましては、管理本部長の管理のもと、社内規程「内部情報及び内部者取引管理規程」に基づき、情報管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社北斗	5,960,000	18.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,959,200	6.18
株式会社八十二銀行(常任代理人:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,588,951	5.02
公益財団法人水野美術館	1,500,000	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,188,700	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	770,000	2.43
水野 雅義	599,072	1.89
キッセイ薬品工業株式会社	499,700	1.58
ホクト従業員持株会	481,970	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	446,000	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北村晴男	弁護士											
小竹貴子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北村晴男	○	ありません。	弁護士として幅広い知見・経験を有することから、社外取締役に選任いたしました。独立役員の指定理由といたしましては、有価証券上場規程等に定める一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を有しており、幅広い見識を活かしその職務を全うできるものと判断したことであります。

小竹貴子	○	ありません。	食及び料理に関する会社での執行役としての豊富な経験と実績に加え、女性取締役としての立場から会社運営についての意見を期待できることから、社外取締役に選任いたしました。独立役員の指定理由といたしましては、有価証券上場規程等に定める一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を有しており、幅広い見識を活かしその職務を全うできるものと判断したことであります。
------	---	--------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携につきましては、必要に応じて取締役会をはじめとする社内の重要な諸会議に出席しているだけでなく、定期的に各部門担当者から各取締役、社長まで、個々に幅広く意見を交換する機会を持つように監査計画を策定し、意思決定、業務執行プロセスの透明化を図るよう努めております。必要に応じて定例の監査役会以外にも会議を設けており、その一つとして、会計監査人を交えて、定期的に報告、説明、意見交換などを行い意思疎通を図る機会があります。また、監査機能だけでなく、豊富に有する会計、財務、経営などの専門的な知識から、客観的かつ適切に経営を監視、監督を行う役割も十分に果たしております。社外監査役を選任するにあたりましては、こういった役割を果たせることを十分吟味した上で行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
更級尚	他の会社の出身者													
林嘉人	他の会社の出身者													
池澤実	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
更級尚	○	当社の取引銀行である株式会社八十二銀行の出身です。2019年3月末現在、株式会社八十二銀行との間には、定期預金70百万円及び借入額11,100百万円の取引があります。	金融機関および事業法人の経営の経験があり、経営に関する幅広い見識を有することから社外監査役に就任いたしました。独立役員の指定理由といたしましては、同社と当社との取引に關与した事実がなく、有価証券上場規程等に定める一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を有しており、幅広い見識を活かしその職務を全うできるものと判断したことであります。
林嘉人	○	当社の取引銀行である長野県信用組合の出身です。2019年3月末現在、長野県信用組合との間には、定期預金20百万円の取引があります。	企業経営の豊富な経験や実績に加えて、システムに関する業務に対し幅広い見識を有することから社外監査役に就任いたしました。独立役員の指定理由といたしましては、同社と当社との取引に關与した事実がなく、有価証券上場規程等に定める一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を有しており、幅広い見識を活かしその職務を全うできるものと判断したことであります。
池澤実	○	当社の仕入先であります株式会社ヴォークス・トレーディングの出身です。2019年3月末現在、株式会社ヴォークス・トレーディングとの間には、仕入3,155百万円の取引があります。	企業経営の豊富な経験や実績について、国内外において幅広い見識を有することから社外監査役に就任いたしました。独立役員の指定理由といたしましては、同社と当社との取引に關与した事実がなく、有価証券上場規程等に定める一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を有しており、幅広い見識を活かしその職務を全うできるものと判断したことであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社におきましては、その資格を満たす社外役員すべてを、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役以外の取締役の報酬は、「基本報酬」、業績目標の達成度等に連動して当社株式等の交付を行う「株式報酬(業績連動部分)」および業績とは連動せずに役位に応じて一定数の当社株式等の交付を行う「株式報酬(固定部分)」により構成され、社外取締役の報酬については、「基本報酬」と「株式報酬(固定部分)」によって構成されております。「株式報酬」は、取締役が中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的としております。業績連動部分に関しましては、業績連動報酬に係る指標である「連結売上高営業利益率」および「親会社株主に帰属する当期純利益」の達成度に応じてポイントを付与します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度の取締役に対する支給総額は201百万円であります。

2019年6月21日開催の第56回定時株主総会におきまして、2009年6月26日開催の第46回定時株主総会において承認いただいた取締役の報酬限度額(年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)とは別枠で、取締役を対象に、中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的とし、株式報酬制度を新たに導入することを決議いただいております。この制度は、取締役(定款に定める取締役の員数は15名以内で、有価証券報告書提出日現在は8名)を対象とし、業績に連動しない固定株式報酬と業績に連動する株式報酬で構成されております。業績連動部分に関しましては、業績連動報酬に係る指標である「連結売上高営業利益率」および「親会社株主に帰属する当期純利益」の達成度に応じてポイントを付与することとしております。この指標を選択した理由としましては、当社グループは安定的な増収・増益を基本目標とし、より高い収益性を確保するという経営観点を重視しているためであります。

報酬の水準については、外部専門機関の調査等を踏まえて、同業他社及び同規模の企業との比較の上、優秀な経営人材を確保するための競争力のある水準を設定し、固定報酬と業績連動報酬の割合を決定しております。そして、上述2つの指標の達成度に応じて0%～150%の範囲で業績連動報酬(ポイント)を決定いたします。

また、本事業年度の指標目標につきましては、年度計画における連結売上高営業利益率3.8%(2,710百万円(営業利益)÷72,200百万円(売上高)×100)および親会社株主に帰属する当期純利益2,120百万円を目標といたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役につきましては、円滑な業務をサポートするため社内取締役により細やかに情報の伝達を行い、意思疎通を図ることとしております。また、社外監査役につきましては、監査部が定期的に情報を伝達し、必要に応じて、定例の監査役会以外にも監査役との会議を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、経済環境の変化に迅速に対応し、すばやく経営判断ができるよう、8名の少人数で経営しており、基本方針、法令で定められた事項やその他重要事項はすべて付議され議論されます。そのうち業務執行の権限を有していない社外取締役を2名選任することにより、意思決定や業務執行に対して公正な立場で意見を述べられる体制としております。また、毎週1回早期役員報告会を開催し、決議事項以外各担当役員からの報告が行われ、横断的な議論がなされ意志の疎通を図っております。

公認会計士、顧問弁護士につきましては、監査法人はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法監査及び金融商品取引法監査について公正不偏の立場で監査を実施しており、顧問弁護士は複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令遵守が正確に行われるために必要に応じてアドバイスを受け、経営が法的にも適切に執行されるようにしております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は取締役の職務執行について、厳正な監視を行っております。取締役会をはじめとする重要会議への出席、資料の閲覧、調査などを行い、また、必要に応じて子会社の取締役等から営業の報告を求め、業務全般に亘る取締役の職務執行状況を監視しております。

当社のリスク管理体制は、リスク管理委員会を中核とし、社内のリスクの洗い出しと分析に基づくリスク管理規程(統括規程)の制定と、現行諸規程の見直し、運用、教育研修を行い、事故、災害、不祥事を未然に防止し、監査部が監査することにより会社の損失を最小限とする体制を構築するものであります。

当社では社長直轄の監査部(7名)が設置され、業務の適正な運営が行なわれているかどうか定期的に内部監査を実施しております。この内部監査において指摘された問題点、勧告、改善などの監査結果は、社長に直接報告されるとともに、同時に監査役にも報告され、勧告、改善など行なうため、監査役と会議をもつなど常に連携を図っております。これら監査結果等は、速やかに経理部、総務部、人事部及び各部署の内部統制にかかる担当部署へ通知され、内部統制の整備の充実に向けて検討や改善がなされております。またこの内部監査の結果につきましては、随時、会計監査人とも意見交換を行い、その整備状況等について検討する機会を設けております。当社の監査役会は4名で構成され、うち社外監査役を3名とすることにより透明性を確保し、経営に対する監視、監査機能を果たしております。また、監査役会は会計監査人から定期的に報告並びに説明を受け、意見交換を行うなど、意思の疎通を図っております。なお、常勤監査役神田芳夫氏は金融機関において役職員及び監査関連業務に従事するとともに金融機関及び事業法人における経営の経験による幅広い見識を有しております。また、非常勤監査役につきましては、更級尚氏は金融機関及び事業法人における経営の経験から幅広い見識を有し、林嘉人氏は金融機関において役職員及びシステム関連業務の経験による幅広い見識を有し、池澤実氏は国内外における経営者としての経験による豊富な知見を有し監査業務にも精通しております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携につきましては、必要に応じて取締役会をはじめとする社内の重要な諸会議に出席しているだけでなく、定期的に各部門担当者から各取締役、社長まで、個々に幅広く意見を交換する機会を持つよう監査計画を策定し、意思決定、業務執行プロセスの透明化を図るよう努めております。必要に応じて定例の監査役会以外にも会議を設けており、その一つとして、会計監査人を変えて、定期的に報告、説明、意見交換などを行い意思疎通を図る機会があります。また、監査機能だけでなく、豊富に有する会計、財務、経営などの専門的な知識から、客観的かつ適切に経営を監視、監督を行う役割も十分に果たしております。社外監査役を選任するにあたりましては、こういった役割を果たせることを十分吟味した上で行っております。

社内に設置した監査部は、定期的に情報を伝達するだけでなく、監査役のサポートも行っており監査役の機能強化に努めております。経理部、総務部、人事部及び各部署の内部統制にかかる担当部署への内部監査の結果やそれに対する該当部署からの改善事項等について、随時集約し、報告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を除く各取締役はそれぞれ業務執行の権限を有しており、経営責任を明確化するとともに意思決定および業務執行のスピードアップを実現しております。その業務執行につきましては、取締役会、監査役会により監視・監督が行われております。さらに毎週1回開催される早期役員会では、各担当役員より業務の執行状況の報告等が行われており、横断的な意思の疎通を行っております。また、監査役は4名のうち3名が社外監査役となっており、経営の透明性の向上と監視機能の強化を図っております。さらに、取締役、監査役、部長で構成される経営審議会を原則毎月1回開催しており、経営計画等について十分な審議がなされております。これらのことから、「経営責任の明確化」、「経営の透明性の向上と監視機能」、「迅速な意思決定」が確保されるものと考え、現在の体制を採用しております。また、社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割は、社内出身者とは異なる豊富な経験と専門分野に関する幅広い知見に基づき、取締役会を通じて、外部の立場から当社の経営について意見を表明し、重要事項の決定に関与することによってその妥当性の確保と業務執行の監督を行うことであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年3月期に対する株主総会の招集通知につきましては、早期発送となる6月3日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した開催日程の設定に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の斡旋による投資家説明会への参加を行っている。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び期末決算の発表において、定期的に説明会を開催している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の斡旋による投資家説明会への参加を行っている。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算発表ごとに決算の概要を掲載、また月次の売上状況についても毎月掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室を設置し、専属的に活動を開始している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、きのこで創る食文化をテーマに、食生活の一端を担う企業として、社は「5つの満足」(消費者の満足、取引先の満足、地域社会の満足、株主の満足、社員の満足)を掲げております。この社は是の意味するところを理解し、当社の与えられた社会的責任を果たす為に、公正な経営を実践し、社会との調和を図りつつ当社が創造的、継続的に発展出来るよう行動するため、行動規範としてコンプライアンスマニュアルを作成し、法令遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、積極的に環境保全活動に取り組むため「環境管理規定」を策定し、「ホクト環境方針」を定めております。ホクト環境方針は、当社ホームページにて開示しており、本社、柳原きのこセンター、赤沼きのこセンター、上田きのこセンター及びきのこ総合研究所でISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主をはじめとするステークホルダーからのニーズに応えるため、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております 当社の行動規範であるコンプライアンスマニュアルにおいて、ディスクロージャー(情報開示)に対する基本方針を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団の適正を確保するための体制として、その決定内容の概要を以下のとおりとしております。これは、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、最終改定を決議したものであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役(会)及び使用人は、会社法の主旨に則り、内部統制システムの構築のため、諸法令、当社定款をはじめとする諸規程等を遵守する体制を整備する。具体的には、コンプライアンス管理規程・マニュアルを制定するほか、以下の体制を整備する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保管、管理については、管理本部にて現行諸規程、基準を見直し整備するとともに、これを遵守する体制を整え、監査役、監査部がその運用を監視する体制とする。

c. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われるため、管理本部にて現行諸規程の整備を進め、その厳格な運用に努め、監査役、監査部がその状況を監視する。

d. 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員使用人の職務執行にかかわる法令の洗い出しを行い、倫理綱領、行動規範(コンプライアンス・マニュアル)を策定し、これを運用するための規程の制定を行う。これにより社員の遵法意識の高揚と、事故、不祥事の未然防止を図る。外部からの苦情、使用人による社員からの内部通報が取締役、監査役に適時に、かつ適正に伝達されるための体制を整える。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社グループは、監査役を補佐するため監査役監査の往査の必要に応じ、監査部の社員1名が同行する。また、事務処理については、必要に応じ当社管理本部社員1名が支援する。

f. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補佐する社員の人事異動、処遇については、その独立性を保つため、監査役(会)の同意を必要とする。

g. 当社グループの取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役、監査役及び使用人は社員の内部通報(情報)が伝達されやすい体制とするため、当社の監査役は、年間計画に基づく監査役監査時(往査)に取締役及び使用人所課長ほか社員と情報交換の機会をもつよう努力する。当社グループの取締役、監査役及び使用人は、常に重要な不祥事、法令違反に関する情報が監査役に遅滞無く伝達される体制を構築する。また、この報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないような措置を講ずるものとする。また、監査部は、常に当社の監査役にその内部監査結果によって、知り得た情報の伝達を行う。

h. 監査役がその職務の執行において必要とした費用とその支払いに関する事項

当社グループは、監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において協議の上、その費用又は債務が当該監査役の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理することとする。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査を、実効性の高いものとするため、当社グループの監査役が必要に応じ経営審議会、部門別会議、リスク管理委員会等へ出席する体制とする。

j. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとる。その整備状況として、当社は関係行政機関等からの情報収集に努め、また、これらの問題が発生したときは関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり速やかに対処できる体制を構築する。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理委員会を中核とし、社内リスクの洗い出しと分析に基づくリスク管理規程(統括規程)の制定と、現行諸規程の見直し、運用、教育研修を行い、事故、災害・不祥事を未然に防止し、監査部が監査することにより会社の損失を最小限とする体制を構築するものであります。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

本社取締役会における情報管理、リスク管理、効率的職務執行、コンプライアンスの各体制は、グループ全体に適用する。本社監査部による定例監査の実施、及びリスク管理、コンプライアンス体制に関する情報交換、研修の共同開催を実施する。また当社取締役会は、当社グループ各社に対して経営数値その他の重要な情報等について定期的に報告させるとともに、当社の経営審議会及び取締役会等を通じて情報を共有し、必要に応じて指導等を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとる。その整備状況として、当社は関係行政機関等からの情報収集に努め、また、これらの問題が発生したときは関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり速やかに対処できる体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は下記の模式図のとおりであります。

また、適時開示にかかる体制につきましては、以下に示すとおりであります。

1. 決定事実につきましては、適時取締役会を開催し決定しております。また、決定された重要事実については、東京証券取引所の適時開示規則に従い、管理本部及び情報取扱責任者が検討し開示が必要な場合、速やかに開示を行う体制をとっております。

2. 発生事実につきましては、発生した事実について重要事実と認識した部署から速やかに情報管理担当の管理本部に情報が伝達され、取締役社長に報告の後、管理本部及び情報取扱責任者にてその情報の内容を検討し、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示の必要のある場合は速やかに開示を行う体制をとっております。

3. 決算情報につきましては、会計監査人による監査と監査役会への報告の後、決算取締役会において承認を受け、速やかに開示を行う体制となっております。

